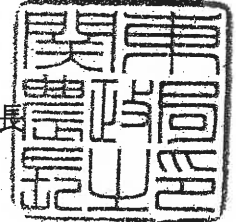




元関総第580号
令和元年9月13日

千葉県農業協同組合中央会会長 様

関東農政局長



令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に対する金融上の措置について

令和元年台風第15号等の影響による停電に伴う災害に対し、災害救助法が適用された千葉県千葉市、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう農林中央金庫千葉支店、全国共済農業協同組合連合会千葉県本部と協力の上で、貴会会員農業協同組合に対し指導されるよう要請します。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう指導願います。

I. 信用事業に関する措置

1. 貯金証書、通帳を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払戻しに応ずること。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
3. 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てができることとすること。

5. 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
6. 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
7. 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
9. 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
10. 1～9にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
11. 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

II. 共済事業に関する措置

1. 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置
 - 1) 組合において、共済証書等を喪失した共済契約者については、り災証明書の呈示その他の実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ること。
 - 2) 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
2. 業務停止等における対応に関する措置
 - 1) 組合において、共済事業に関して業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。